

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

JULY 11TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- 米国の対中制裁関税・中国の対米報復関税 7月6日発動

【経 済】

- 社会科学院 第2四半期 GDP 成長率 6.7%の予測

【金融・為替】

- 国務院 「金融安定会合」開催

■ RMB REVIEW

- 一先ず下落一服も続落リスクは煽る

■ EXPERT VIEW

- 女性への就労差別に対する法的規制と司法実務

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【貿易・投資】

◆米国の対中制裁関税・中国の対米報復関税 7月6日発動

米国政府は7月6日、米国通商法301条^(注1)に基づき、中国の知的財産権侵害による不当利益の是正目的で、340億米ドル相当の中国製品818品目を対象に25%の追加関税を課す制裁を発動した。これに対し、同日の米国の制裁発動後、中国政府は同規模の米国製品545品目を対象に25%の追加関税を課す報復措置を発動し、米国の制裁措置を不当としてWTOに提訴した。

米中間の追加関税措置については、6月15日に米通商代表部(USTR)が、16日に中国商務部がそれぞれ追加関税を賦課する対象品目リスト^(注2)を公表し、年間輸入額500億米ドル分の相手国製品に25%の追加関税を課すことを発表していた。その第1弾の340億米ドル分が7月6日に実施された。第2弾の160億米ドル分については、両国とも最終内容と実施時期を別途発表するとしている。

両国が追加関税を賦課した品目を見ると、米国側は、半導体、自動車、産業用ロボット、医療機器、通信部品等のハイテク分野が目立ち、中国側の第1弾には大豆等の農産物、自動車等、第2弾の案にはエネルギー製品、医療設備、化学品等が盛り込まれている。

＜米通商法301条を巡る米中間追加関税措置の比較＞

	米国側/対中制裁関税		中国側/対米報復関税	
	HSコード (中分類)	主要対象品目/818品目	HSコード (中分類)	主要対象品目/545品目
第1弾 7月6日実施 (340億米ドル)	8536 8413 8431 8703 8471 8541 8544 8421 8501 8481	電気回路の開閉用、保護用または接続用の機器 液体ポンプ、液体エレベーター 建設機械、工作機械等に主として使用する部品 乗用自動車その他の自動車 自動データ処理機械及び読取機(記憶措置) 半導体デバイス、発光ダイオード 電気絶縁した線・ケーブル、光ファイバーケーブル 遠心分離機、ろ過機、洗浄機 電動機、発電機 コック、弁その他これらに類する物品	1201 8703 1007 0206 2303	大豆 乗用自動車 グリーンソルガム 食用のくず肉 でん粉製造・砂糖製造の際に生じるかす
第2弾(案) 実施時期未定 (160億米ドル)	HSコード (中分類)	主要検討品目/284品目	HSコード (中分類)	主要検討品目/114品目
	8542 8543 8541 7308 8486 8501 8536 8503 3920 3921	集積回路 固有の機能を有する電気機器 半導体デバイス、発光ダイオード 鉄鋼製の構造物及びその部品 半導体、集積回路の製造機器 電動機、発電機 電気回路の開閉用、保護用または接続用の機器 電動機、発電機等に主として使用する部品 プラスチック製のシート、フィルム(無補強) プラスチック製のその他のシート、フィルム	2711 9018 3907 3822 3920	石油ガス 医療用・獣医用機器 ポリアセタール、ポリエーテル、 エポキシ樹脂、ポリカーボネート等 診断用・理化学用試薬 プラスチック製のシート、フィルム(補強 したものを除く)

(出所)USTR、中国商務部の発表を基に作成

USTRは同日、対中制裁関税の対象から特定製品を除外する手続き^(注3)も開始し、10月9日まで米国内企業からの除外申請を受付ける。除外製品の認定の際に考慮する点として、①中国以外の地域からの輸入代替が不可能なこと、②申請企業や米国の国益に重大な経済損害をもたらすこと、③「中国製造2025」を含む中国工業発展戦略に関連した製品ではないことを挙げた。除外を認めた場合7月6日に遡って1年間適用するとしている。

一方、USTRは10日、中国の報復措置を受け、対中制裁関税の追加措置の原案^(注4)を発表した。2,000億米ドル相当の6,031品目に10%の追加関税を課すとし、8月末まで一般からの意見募集を行うことを発表した。

なお、中国商務部は 9 日、米国の制裁関税措置への今後の対応として、①中国企業への影響を継続して注視、②報復関税で増加した税収を関連企業や従業員の経済損失の軽減に使用、③他国からの大豆等の農産品、水産品、自動車の輸入を促進するよう企業を支援、④積極的な外資誘致、企業の合法的な権益の保護強化、良好な投資環境の創出等を挙げた。

また、中国商務部は、今回の米国の対中制裁関税 340 億米ドルのうち、200 億米ドル超、率にして 59%は外資系企業が中国で生産したものであり、そのうち米資系企業の製品が相当な割合を占めると分析している。

<通商法301条を巡る米中通商摩擦の経緯>

時期	米国	中国
3月22日	トランプ大統領、通商法301条に基づき、知的財産権侵害への制裁措置として総額500億～600億ドル相当の中国製品に25%の追加関税を課す大統領令に署名。中国企業に対する対米投資も制限。	
4月3日	米通商代表部(USTR)、知的財産権侵害に対する制裁関税の原案発表。1300品目の中国製品に25%の追加関税。2017年の中国からの輸入額5,100億ドルの約1割に相当。	
4月4日		中国商務部、報復措置として、25%の追加関税の対象106品目を発表。対象額は500億ドルに相当。
5月3日～4日	北京にて第1回米中貿易協議	
5月17日～18日	ワシントンにて第2回米中貿易協議	
6月2日～3日	北京にて第3回米中貿易協議	
6月15日	米通商代表部(USTR)、通商法301条に基づく対中制裁措置として、1,102品目、500億ドル分の中国製品に25%の追加関税を課すことを発表。340億ドル分は7月6日に発動予定、残りの発動時期は検討。	
6月16日		中国商務部、米国の通商法301条に基づく対中制裁措置への報復措置として、659品目500億ドル分に25%の追加関税を課すことを発表。340億ドル分は7月6日に発動予定。残りの発動時期は今後決定。
6月18日	トランプ大統領、中国の報復措置への対抗措置として、さらに2,000億ドルの中国製品に対する10%の追加関税の検討をUSTRに指示。	
7月6日	米通商代表部(USTR)、818品目、340億ドル分の中国製品に対する25%の追加関税を発動。特定製品を対象から外す手続きを開始。	中国政府、545品目、340億米ドル分の米国製品に対する25%の追加関税を発動。さらに米国をWTOに提訴。
7月10日	米通商代表部(USTR)、通商法301条に基づく対中制裁措置に対する中国の報復措置を受けて、対中制裁関税の追加措置の原案を公表。2000億ドルに相当する6031品目に10%の追加関税。8月末まで意見募集の予定。	

(出所): 米中両国政府の発表を基に作成

(注 1) 大統領の判断で、貿易相手国の不公正な取引慣行に対し、関税引上げ等の制裁措置を取ることができるとする条項。

(注 2) 米国の対中制裁関税の対象品目 (USTR の HP) :

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/june/ustr-issues-tariffs-chinese-products>

中国の対米報復関税の対象品目 (中国商務部の HP) :

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201806/20180602756389.shtml>

(注 3) 米国の対中制裁関税の除外手続き (USTR の HP) :

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/july/ustr-releases-product-exclusion>

(注 4) 米国の対中制裁関税の追加措置の原案 (USTR の HP) :

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/july/statement-us-trade-representative>

【経済】

◆社会科学院 第2四半期 GDP 成長率 6.7%の予測

政府系シンクタンクである中国社会科学院財経戦略研究所は3日、国営新華社の「経済参考報」と共同で、中国の2018年第2四半期および上半期のGDP成長率について、ともに+6.7%との見通しを発表した。第1四半期の実績+6.8%を0.1ポイント下回る予測となった。

上半期の中国経済について、社会融資総量の伸びが大幅に鈍化し、投資等需要関連のマクロ経済指標で下落が目立った点を指摘した。またグローバル経済の複雑な環境が中国経済にマイナスの影響をもたらしているとの認識を示した。

下半期のマクロ経済については、政府が打ち出した3つの重点政策(重大リスクの防止・解消、的確な貧困撲滅、汚染対策)のほか、中米間の通商摩擦、構造的なレバレッジと金融リスクの解消、不動産市場の発展、投資の失速などの課題に直面すると指摘した。

それらの課題への対応として、下半期は、供給側構造改革と内需拡大の結合、改革開放の拡大と中米通商摩擦への対応、減税措置の推進等積極的な財政政策の継続、安定かつ中立的な金融政策と潤沢な流動性の確保、マクロプルーデンス政策による金融市場の健全な発展が求められるとし、成長を維持しつつ、潜在リスクを解消し、持続可能な発展のポテンシャルを高めることを提言している。

なお、第3四半期のGDP成長率については+6.6%、第4四半期は+6.5%、2018年通年では+6.6%と予測。ただし、中米通商摩擦の先行きによって下振れる可能性があるとの見方も示した。

【金融・為替】

◆国務院 「金融安定会合」開催

国務院は2日、「金融安定発展委員会」の全体会議を開催した。委員会主任は劉鶴国務院副総理が務め、易綱中国人民銀行総裁らも出席し、当面の経済金融情勢、金融運営状況を分析するとともに、「重大リスク防止・解消戦を戦う3ヵ年行動計画」について審議し、金融業の改革・開放の推進、安定かつ中立的な金融政策と金融市場の潤沢な流動性の確保、監督管理のペースと強さなどについて話し合われた。

現在の金融情勢について、監督管理体制の構築と金融リスク対策に取り組んだ効果が現れ、ハイリスクの金融業務が縮小し、構造的なデレバレッジが進むなど、金融運営は全般に安定しているとの見方を示した。

また足元の中国経済は質の高い発展に向かっているとした上で、国内の巨大な市場では政策・改革の展開余地は大きく、海外リスクを含めた重大なリスクへの耐性も備わっていると、引き続き計画に沿って業務を進めていくとした。

国務院の「金融安定発展委員会」は、金融の安定、改革、発展に係る重大な問題を統一的に検討し調整する機関で、この時期に開催されたのは、6日の米国政府による対中制裁関税措置の発動を控え、今後通商摩擦が金融市場に及ぼす影響やその対策について話し合うためと見られている。

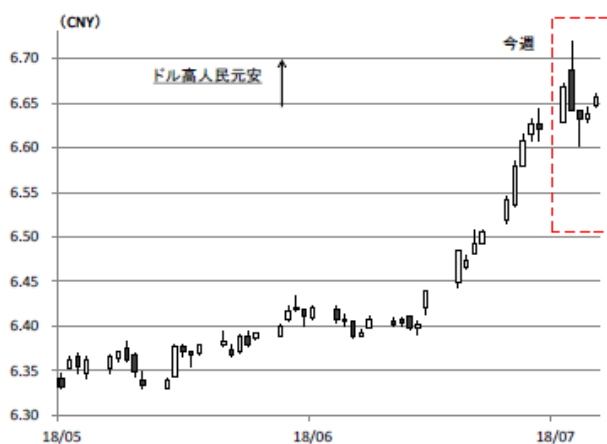
RMB REVIEW

◆一先ず下落一服も続落リスクは煽る

・今週(7/2~)のレビュー

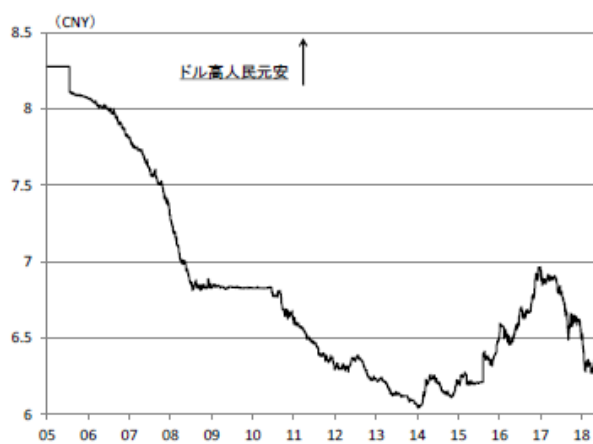
オンショア人民元(以下、人民元)の対ドル相場は、週初(7/2)6.6280 で寄り付いた。6 日の米国による対中制裁関税正式発動を控えて警戒感が煽る中、人民元は先週からの流れを引き継いで続落でスタートした。3 日に週間安値 6.7204 をつけた後、同日午後にかけて易綱中国人民銀行総裁など同行幹部による人民元相場の安定を維持する主旨の発言など(後述)を受け、下げ止まり反発に転じた。その後は 6 日の制裁関税正式発動を前にした警戒感が払拭されず、様子見地合いが続き、4 日に週間高値 6.6001 をつけた後は、6.64 近辺で方向感なく推移した。本稿執筆時点も 6.66 近辺で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(5/1~7/6 の 11 時 30 分時点)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



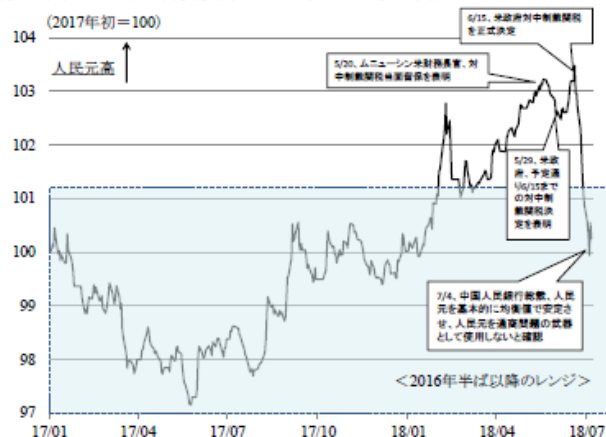
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・中国人民銀行幹部の発言により、人民元名目実効レートの一服

今週はドルが総じて上値重く推移した一方、人民元名目実効レートは、週初に前週からの急落が続いた後に反発に転じた(第 3、4 図)。この結果、人民元の対ドル相場は、6 月後半から続いて来た対ドルでの下落に一先ず一服感が出て来た。

切っ掛けになったのは冒頭でも言及した中国人民銀行幹部による発言である。まず、易綱総裁による人民元相場について「合理的な均衡水準で基本的に安定させる」とのコメントが、英語版も含めて 3 日に同行ホームページに掲載された(第 5 図)。また、ブルームバーグ社の報道によると、潘功勝中国人民銀行副総裁(国家外為管理局局長)も「人民元を合理的なレンジで安定させることに自信を持っている」主旨の発言を行なった模様だ。さらに、同社報道によると、人民銀行金融研究所の孫国峰所長が、「最近の元安は中国が意図的に元を切り下げようとした結果ではない」、「最近元相場が弱さを示しているのは、国外の不確実性が高まる中で市場の期待が変化したことが全ての原因で、人民銀行の意図的なガイダンスによるものではない」、「貿易問題に対処する手段として元相場を利用することはない」との主旨の発言を行なった模様だ。易綱総裁の人民元に対するコメント内容自体は、従来の公式見解の域を出るものではないが、タイミングからすれば人民元の急落に歯止めをかけるべく、市場の売り圧力に水を差そうとしたものであると考えられる。一部では今回の人民元相場の下落が、米国による輸入関税引き上げの影響を相殺するために、中国当局が意図的に人民元安に誘導したものと見方があり、人民元相場の下落材料となっていた可能性もあった。孫所長の発言は、こうした誤解に基づいた市場の期待形成を抑制する狙いがあったと言えそうだ。

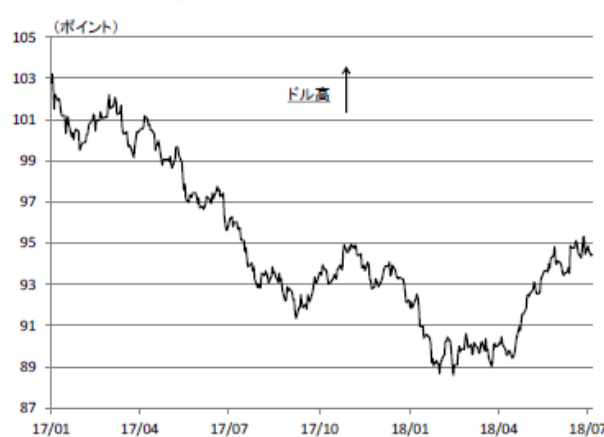
第3図：人民元名目実効レート(2017年以降)



(資料) Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) CFETS公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

第4図：ドル名目実効レート(2017年以降)



(資料) Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第5図：7月3日に中国人民銀行より発表された易綱総裁のコメント(抄訳)

- 我々は、最近の外国為替市場の変動を、注意を持って監視している。市場の変動は、米ドルの強さや海外情勢の不透明感による影響を受けたり、景気循環に連動している面もある。
- 現状、中国経済のファンダメンタルズは健全であり、全般的な金融リスクは制御されている。経済構造の転換とアップグレードは勢いを増しつつあり、経済は質の高い発展段階に達しつつある。国際収支は安定しており、クロスボーダー資本フローは総じてバランスしている。
- 我々の為替レート体制として、市場の需給に基づきつつ、通貨バスケットを参照する管理フロート制を採用している。ここ数年の経験は、この制度の有効性を証明しており、引き続きこの制度を維持していく。
- 我々は、穏健で中立な金融政策を継続、市場ベースの為替レート制度改革を深化し、経験や種々の金融政策手段を利用し、マクロ・プリアリテス政策による調整も用いると共に、**人民元相場を合理的な均衡水準で基本的に安定させる。**

(資料) 中国人民銀行より、三菱UFJグローバルマーケットリサーチで作成

・中国当局による人民元相場の均衡水準での基本的安定というコミットメントを改めて確認

いずれにせよ、米国による制裁関税賦課という小さくない「外部ショック」を受けても、人民元相場を均衡レート付近で基本的に安定させるという中国人民銀行による通貨政策の基本方針が維持されることが改めて確認された。少なくとも筆者の知る限り、中国当局によって人民元相場の均衡水準の具体的な内容はこれまで言及されていないが、IMFの分析^(※)では、人民元は2015年頃から実質実効レートの年平均ベースで概ね均衡水準に達していたとされている。この分析も前提にするならば、中国当局は人民元通貨政策において、概ね均衡水準にあると推定される2015年以降の名目実効レートベースの水準、特に2016年後半以降に安定的に形成していたレンジ近辺(第3図)での基本的安定を志向しているとみることができる。前述の孫所長のコメントの通り、今後も人民元通貨政策が通商問題の解決に動員される可能性は小さく、これまで中国当局が農産物やエネルギーの輸入増などにより対米通商問題の解決を試みていたように、通商問題は基本的に通商政策で対処して行くと思われる。

・景気減速の兆候もあり、当局は人民元の緩やかな下落は容認すると思われる

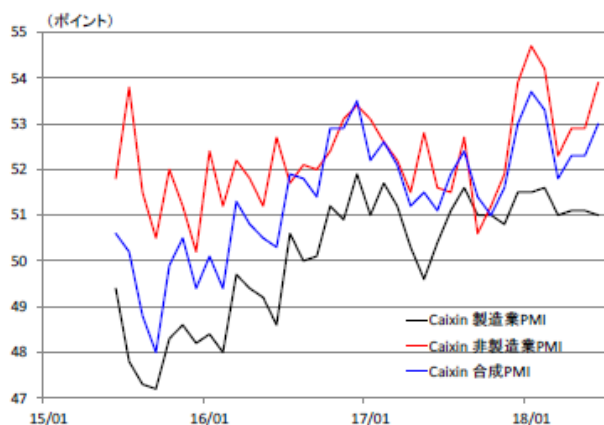
今般の下落で、人民元名目実効レートは、上述の2016年以降に形成したレンジ内へ回帰して来た(第3図)。中国の経済指標に一部景気減速の兆候がみられており、米中通商摩擦による追加的な景気下押し圧力も警戒される中、このレンジを大きく外れない緩やかな下落であれば、中国当局は市場の動きに委ねるのではないかとと思われる。但し、万一同レンジを一気に下抜けるような無秩序な動きがみられた場合は、以前に採用されたような、毎朝公表の人民元対ドル基準値の算出方法の一部修正などにより、市場の期待形成に働きかけ、人民元安の抑制を試みる可能性も浮上して来よう。

(※) IMFの4条コンサルテーションにおいて行なわれるExternal Assessmentでは、対外バランスと為替レートの適正水準などの分析が行われる。

・景況感はサービス業が引き続き底堅い

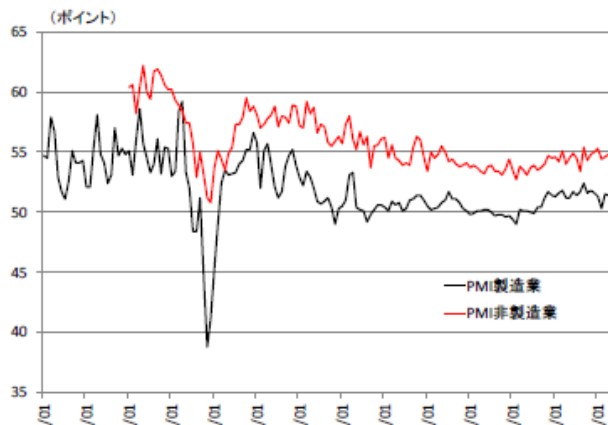
2日に公表された財新(Caixin)/マークイットによる6月分PMIは、製造業が51.0と前月(51.1)から小幅低下した一方、サービス業が53.9と前月(52.9)から上昇した(第6図)。両指数ともに拡大・縮小の分かれ目とされる50を引き続き上回っているが、底堅いサービス業に比べて、製造業には貿易摩擦の影響が一部顕在化し始めている可能性がある。財新/マークイット公表のPMIは、国家統計局公表のPMI(第7図)に比べて中小企業の比率が高いとされている。既に6月分が公表されている国家統計局公表のPMIも、非製造業が前月比改善、製造業が同小幅低下と同様の傾向となっていた。

第6図：財新/マークイット PMI



(資料) Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第7図：中国国家統計局 PMI



(資料) Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週の見通し

中国当局者により、中国当局による人民元安誘導が否定されたことで、そのような思惑を背景にした人民元安圧力は後退して来よう。もっとも、本日日本時間午後1時1分(米国時間6日0時1分)には、米国による中国からの輸入品340億ドル相当への制裁関税賦課が正式に発動された。中国も同規模の対抗措置を講ずるとしており、これを受けて米国が次の措置としている追加で2,000億ドル相当の中国からの輸入品に対する制裁関税賦課(10%)の実施に向けた動きが始まるかなど、貿易戦争がエスカレートする流れになって行くかどうか、来週(7/9~)や今後の人民元相場やグローバル・マーケットをみる上でも重要となろう。通商摩擦の中国经济への影響を懸念した人民元安圧力については、依然として熾り続けそうだ。来週すぐに事態がエスカレートするような状況にならないければ、足元ドルにはやや頭打ち感が出ていることもあり、来週の人民元の対ドル相場は、一先ず下値リスクを煽らせつつ今週後半以降の直近安値圏での保ち合い推移となるのではないかと見られる。一方、万一事態がエスカレートするような状況となった場合は、人民元は対ドルでさらなる下落リスクが台頭して来よう。

(7月6日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2018.07.02	6.6280	6.6268~ 6.6616	6.6490	0.0326	6.0128	0.0325	0.84817	0.0050	7.7526	0.0342	2.4000	2906.83	-76.09
2018.07.03	6.6905	6.6457~ 6.7204	6.6672	0.0182	6.0090	-0.0038	0.84781	-0.0004	7.7475	-0.0051	2.5000	2917.93	11.09
2018.07.04	6.6365	6.6001~ 6.6388	6.6211	-0.0461	6.0013	-0.0077	0.84479	-0.0030	7.7158	-0.0317	2.3000	2890.96	-26.97
2018.07.05	6.6399	6.6200~ 6.6462	6.6372	0.0161	5.9999	-0.0014	0.84571	0.0009	7.7581	0.0423	2.6500	2863.08	-27.88
2018.07.06	6.6480	6.6393~ 6.6661	6.6480	0.0108	6.0062	0.0063	0.84598	0.0003	7.7725	0.0144	3.5400	2876.22	13.14

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱UFJ銀行国際業務部作成

女性への就労差別に対する法的規制と司法実務

<要旨>

- ▶ 中国では憲法をはじめ多くの法令において、女性への就労差別に対する法的規制が存在する。
- ▶ 司法実務では、中国の最高人民法院が公表した典型的裁判例の中で、就労差別に遭った女性の主張が認容されている。当該裁判例では、女性の権益を保障するとの司法側の決意だけでなく、女性就労者が証拠収集により自身の権益を守ることに對する指導的意義を具現化していると考えられる。
- ▶ 在中日系企業においても、女性への就労差別、例えば人員の募集・採用時に、性別を理由にその応募又は雇用を拒否すべきではないことに十分に留意する必要がある。

1. はじめに

中国の国家統計局が公表した「2016年の『中国女性発展綱要(2011～2020年)』統計モニタリング報告」¹によれば、2016年の中国の女性就労者が社会全体の就労者に占める割合は43.1%となっています²。つまり、職場のほぼ半数程度の就労者が女性ということになります。

しかし、伝統的な男権思想や、企業の経済効率を重視する考え等の様々な原因によって、中国の女性就労者の多くは依然として直接的又は間接的な性別による就労差別を感じており、例えば、実際によく見られる就労差別として、男性のみの採用であることを募集広告に記載すること、男性求職者の履歴書しか受領しないこと、性別を理由に女性求職者に面接試験の機会又は採用の機会を与えないこと、面接試験の際に出産の意思を尋ねることなどがあるとされています。中国では、第二子の出産が自由となり、かつ第三子の出産も全面的に自由になる可能性があります。これに伴い出産に関連した就労差別が一段と多く見られるようになるのではないかと懸念されるようです。

もともと、中国では、複数の法律によって女性の平等な就労権を保護しており、司法実務においても女性の就労権の保障を強化しつつあります。本稿ではこれらの法的規制及び現在の司法実務についてご紹介します。

2. 女性への就労差別に対する法的規制

中国には、女性への就労差別に対する法的規制が数多く存在します。その主なものは以下のとおりです。

¹ 2017年10月27日公表

² なお、2016年の日本の労働力人口総数に占める女性の割合は、43.4%です(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成28年版働く女性の実情」より)。

【女性への就労差別に対する主な法的規制】

法令	内容
憲法 ³ 第 48 条	中華人民共和国の女性は政治、経済、社会及び家庭生活等の各方面において男性と平等の権利を有する。国家は女性の権利及び利益を保護し、 <u>男女の同一労働同一賃金を実施</u> し、女性幹部を育成し及び登用する。
女性 権益 保障 法 ⁴ 第 23 条	各組織は、 <u>従業員の採用にあたり</u> 、女性に適さない職種又は職場を除き、 <u>性別を理由に女性の採用を拒否し又は女性の採用基準を引き上げてはならない</u> 。各組織は女性従業員の採用にあたり、法に基づき当該女性従業員と労働(雇用)契約又は役務協議書を締結しなければならず、 <u>労働(雇用)契約又は役務協議書において女性従業員の結婚、出産を制限する内容を規定してはならない</u> 。16 歳未満の女性未成年者の採用を禁止する。但し、国に別段の規定がある場合を除く。
就労促進法 ⁵ 第 27 条	国は <u>女性が男性と平等の労働の権利を有することを保障</u> する。 <u>使用者は人員を募集・雇用する場合</u> 、女性に適さない職種又は職場を除き、 <u>性別を理由に女性の採用を拒否し又は女性の採用基準を引き上げてはならない</u> 。 <u>使用者は女性従業員を採用する場合</u> 、 <u>労働契約において女性従業員の結婚、出産を制限する内容を規定してはならない</u> 。
労働法 ⁶ 第 13 条	<u>女性は男性と平等の就労の権利を有する</u> 。 <u>従業員の採用にあたり</u> 、女性に適さない職種又は職場を除き、 <u>性別を理由に女性の採用を拒否し又は女性の採用基準を引き上げてはならない</u> 。

3. 司法実務の状況

まず、最高人民法院は、「人民法院の業務における社会主義の中核的価値観の育成及び実践に関する最高人民法院の若干意見」⁷を公布し、そこでは、「女性…の人権に対する司法の保護を強化し、積極的に条件を創出して人権に対する司法の救済を絶えず強化する」旨に言及されています。

その後、最高人民法院は、「社会主義の中核的価値観の発揚に関する典型的裁判例 10 件」を公表し、その中で、女性であることを理由に雇用を拒否した会社に慰謝料の支払等を認めた事案を典型的裁判例の一つとして挙げています。その内容は以下のとおりです。

³ 全国人民代表大会公告第1号、1982年12月4日公布、同日施行、2018年3月11日最終改正公布、同日最終改正施行

⁴ 主席令第40号、1992年4月3日公布、同年10月1日施行、2005年8月28日改正公布、同年12月1日改正施行

⁵ 主席令第24号、2007年8月30日公布、2008年1月1日施行、2015年4月24日改正公布、同日改正施行

⁶ 主席令第18号、1994年7月5日公布、1995年1月1日施行、2009年8月27日改正公布、同日改正施行

⁷ 法発[2015]14号、2015年10月12日公布、同日施行

(1) 事案の概要

事案の概要は次のとおりです。

A社(某人材派遣会社)は某ウェブサイトにて「宅配便配達員三千元+出来高」とのタイトルで、勤務資格を男性とする募集情報を掲出した。X(女性)は、これに応募し、2014年9月25日にB社(某宅配便会社)で面接試験を受け、面接試験後の二日間の試用労働の結果に基づき、双方は10月8日に契約を締結する意向で合意した。B社の営業配達部主任のCがXに対し入社時の健康診断を受けるよう要求したため、Xは健康診断を受診した(受診に120元を要した)(Xはこの事実について、2014年9月28日のXとCとの会話の録音及び健康診断の報告書を提出した)。しかし、Xは、10月8日に契約を締結できず、10月16日にB社の人事担当者に電話をかけてCの連絡先を尋ね、連絡したところ、CはDに連絡するように言った。このため、10月19日にXがDに電話をかけて契約を締結できない原因について尋ねたところ、Dは、Xが女性であるためB社は契約の締結を承認しないと述べた(Xはこの事実について、2014年10月19日のXとDの通話の録音のコピーを提出した。また、Xは訴訟において、当該録音の画面が編集・修正されていないか、録音が編集・修正されていないかについて鑑定の実施を申請した(鑑定に6450元を要した))。2015年3月31日、Xは公証機関に、宅配便配達員を募集している会社及び条件を掲出したA社オフィシャルサイトのウェブページの保全を申請した(公証に1000元の費用を要した)。Xは、その応募した宅配便配達員という職は女性に適さない職種又は職場に該当しないにもかかわらず、A社、B社はXが女性であるというだけで考慮に入れない意を示し、結果としてXは就労差別を受けたと主張した。また、Xは、拒否されて以降、満足のいく仕事が見つからず、意気消沈し、気力がくじけ、不眠に陥っており、差別を受け、排斥されたことによるXのトラウマは払拭しがたいとして、Xに書面で謝罪し、入社時の健康診断費用人民元120元、公証費用1000人民元、慰謝料50000人民元、鑑定費6450元を連帯してXに賠償するようA社、B社に命じる旨の判決を下すことを求めた。

(2) 裁判の結果

北京市順義区人民法院は、概要次のように判示しました。

B社が答弁意見において援用した関連規定では、宅配便配達員が国の規定する女性に適さない職種又は職場に該当することを証明できない。応募の機会を喪失した理由は自分が女性だからかとXが尋ねた時に、Dはそれを肯定する回答をしており、これによって、B社がXを雇用することを拒否した理由はXが女性であるからで、Xの平等な就労権を侵害していることを証明できる。B社はその権利侵害行為についてXに与えた合理的な損害を賠償すべきである。

以上のように判示した上で、裁判所は、「一、B社は本判決の発効日から七日以内にXに対し入社時の健康診断費用120元、慰謝料2000元、鑑定費6450元を賠償せよ。二、Xのその他の請求の趣旨を棄却する」との民事判決を下しました。判決の言い渡し後、X及びB社は北京市第三中级人民法院に控訴しましたが、同中级人民法院は2016年2月23日に、控訴を棄却し原判決を維持する旨の判決を下しました。

(3) 本事案の評価

最高人民法院が本事案を典型的裁判例として公表し、かつその公表した事案の内容において女性就労者がいかにして証拠を収集して証拠チェーンを完全なものにしていたかの詳細な状況及び細部を紹介していること(前記(1)の斜体箇所)は、女性の權益を保障するとの司法側の決意だけでなく、**女性就労者が証拠収集により自身の權益を守ることに對する指導的意義を具現化している**と考えることができます。

他方で、上記事案でもそうですが、現在の司法実務は、慰謝料としては 2000 元の支払いしか要求しない傾向にあり、この点は、懲罰が不十分であり、違法コストが比較的 low、女性就労者の就労の權利を有効に保障できない可能性があるとの指摘もあります。

なお、本稿の執筆にあたり、弊所にて確認したところでは、司法実務において女性就労者が提訴した事案は多くなく、近時の主要な裁判例としては、上記の最高人民法院公表の典型的裁判例に挙げられた案件のほか 2 件程度が存在するのみでした(これらのいずれにおいても、性別による就労差別を行った權利侵害組織に対し慰謝料 2000 元の賠償を命じる判決が下されています)。

4. おわりに

最高人民法院が、女性が性別による就労差別に遭遇した事案を典型的裁判例として公表したことは、政策による誘導としての意義があり、性別による就労差別行為の抑制上の警告作用があると考えられます。在中日系企業においても、女性への就労差別、例えば人員の募集・採用時に、性別を理由にその応募又は雇用を拒否すべきではないことに十分に留意する必要があると考えます。

以上

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 鄭 郁

～アンケート実施中～
(回答時間:10 秒。回答期限:2018 年 8 月 11 日)
<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>